	【別紙2】					
	出来事	最大時間	行われること	早期釈放のためにできること	事件解決のために行うこと	
19	逮捕 ↓ 送致 または 釈放	48時間	犯罪を行ったのではないかと疑われて逮捕されると,本当に 犯罪が行われたのか,どのぐらいの罪になるのかを警察官が 調べた後,更に詳しく調べて裁判が必要かどうかを決めるた めに検察官へ送られます。 その間に逃げたり証拠を隠したりしないように,警察署内等 にある留置施設に収容されます。	明して釈放してもらえるよう交渉します。 逮捕中は基本的に面会できるのは弁護士だけですので、逮捕 された方のために活動できるのは弁護士だけであると言えま す。 通常は逮捕の翌日か翌々日には検察官に送致されるため、こ	早い段階で弁護士が事件に関する調査を行い、全体像を把握してまとめることが必要になります。 そのために逮捕された方との面会を行ったりご家族の方から事情を聞いたりする必要があります。 ただし、面会は留置施設の予約状況によってはなかなか難しいこともあり、釈放がされなければこの時期にできる活動は多くはありません。	
	送致 → の請求 また な ままの また また また また また また また また また また	24時間	検察官が、本当に犯罪が行われたのか、行われたとしたらどのぐらいの罪になるのかを調べて、裁判が必要かどうかを決めます。 犯罪が行われていたとしても、酌むべき事情があったり反省していて再犯のおそれがない場合に、裁判までは必要ないと検察官が考えれば釈放されます。 調べた結果、処罰されるべきと検察官が判断すれば公訴の提起(裁判をおこすこと)がなされます。 調べる時間が足りないと検察官が判断した場合、10日間身柄を拘束(勾留)して調べを続けたいと裁判所に請求します。	成したりします。 呼出があれば出頭することや、弁護士からも本人を出頭させることをお約束する書面を提出したり、逃亡や証拠隠滅のおそれがないことなどを書面などで説明して釈放してもらえるよう交渉します。 ご家族の方などに「呼出があれば必ず出頭させます」というような書面を書いていただくお手伝いもします。また、勾留の請求が認められてしまった場合、裁判所に不服の申立をすることも可能です。 勾留中は家族や友人も面会できますが、1日1回20分程度3名まで、一般的に平日午前8時半から昼休みを除き午後5時15分まで(施設による)、警察官等が同席等の条件がありますし、接見等禁止の決定がなされた場合、面会できるのは弁護士だけとなる場合があります。	検察官が調べた犯罪の内容が適切であるかどうか、弁護士も しっかりと事件の内容を把握する必要があります。 留置されている方にお話を聞くために頻繁に面会を行って事 実を確認したり、犯罪を行ったのであれば反省文を作成する	
	勾留 ↓ 勾留延長請求 または 公訴の提起 または 釈放	10日間	裁判官が勾留の決定をすると、検察官は10日間引き続き身柄を拘束したまま事件について調べ、公訴の提起を行うかどうかを決めます。時間が足りないと検察官が判断した場合、原則10日間の勾留の延長を請求することができます。			
	勾留延長 → → の留再延長請求 または 公訴の提起 または または 釈放	10日間	勾留の延長が決まると、検察官は延長された期間内で引き続き身柄を拘束したまま事件について調べ、公訴の提起を行うかどうかを決めます。時間が足りない場合、内乱罪等の一部の特殊な犯罪については最大5日間の勾留の再延長を請求することができます。ただし、極めて稀な例ですので説明は割愛します。			

19